

門真市条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、門真市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「対象工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定めた条件付一般競争入札（以下「本制度」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札の区分及び対象工事等)

第2条 本制度の対象となる対象工事等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域要件（市内業者であることを要件とするものをいう。以下同じ。）を付さない入札方式であって、次のいずれかに該当するもの

ア 設計金額が2億5,000万円以上の建設工事

イ 設計金額が100万円を超える建設コンサルタント業務等

(2) 地域要件を付す入札であって、設計金額が200万円を超え2億5,000万円未満の建設工事

2 前項第2号に規定する建設工事であっても、入札参加業者が少ないと見込まれる場合にあっては、競争性及び公正性確保のため、準市内業者を規定する場合に参加させることができる。

3 前項において、入札参加業者が少ないと見込まれる場合や特殊な技術等が必要な建設工事については、条件付一般競争入札の対象とする。

(入札参加資格)

第3条 本制度による入札に参加する者に必要な資格は、対象工事等ごとに次の各号に掲げる事項を考慮して定めるものとする。

(1) 本市入札参加資格における総合評点

(2) 当該対象工事等についての経験又は技術的適性

(3) 前2号に掲げる事項のほか、当該対象工事等について必要と認められる事項

(門真市一般競争入札参加資格審査委員会)

第4条 本制度を適正に行うため、門真市一般競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の所掌事務は、対象工事等の入札参加資格について審査するものとする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ門真市建設工事請負業者審査会の委員長、副委員長及び委員とする。
- 5 委員会の運営等については、門真市建設工事請負業者審査会の例による。
- 6 市長は、第2項に規定する入札参加資格について、設計金額1億5,000万円未満の対象工事等を「門真市建設工事等競争入札発注基準」により決定する場合は、委員会を省略することができる。

(入札参加資格の審査の手續等)

第5条 本制度による入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づく公告で定めるところにより、当該入札参加資格の確認の申請をしなければならないものとする。

- 2 前項の入札参加資格の確認の申請があったときは、委員会の議を経て、当該申請者の入札参加資格の適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。
この場合において、入札参加資格を認めなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

- 3 前項の規定は、電子入札による一般競争入札を行おうとするときは、適用しない。

(入札に参加することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、本制度による入札に参加することができないものとする。

- (1) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく指名停止期間中である者又は門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき除外されている者
- (2) 当該入札に関し、前条第1項に規定する公告で定める期限までに同項の申請をしなかった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が当該入札に参加させることが適当でないと認める者

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。